令和2年11月24日

11月9日から発動されている緊急事態宣言は<math>12月8日まで延長されることとなりました。また、<math>11月21日、ポルトガル政府は以下の追加的制限措置等を決定しました。

## 1. 【全土を対象】

- (1)11月27日23時から12月2日5時まで、及び12月4日23時から 12月9日5時までの間は、市を超える移動を禁止。
- (2) 11月30日(月)及び12月7日(月)は、教育機関を閉鎖し、公務員は就業義務を負わない。また、民間企業に対しては社員の労働免除を要請。
  - (3) 勤務先でのマスク使用を義務化。
- 2. 【感染リスクが高い市(86市:注1)を対象】

(上記1. の措置に加え)

- (1) 平日(月~金)の23時から翌朝5時までの外出禁止措置を継続。
- (2)商業施設の営業時間制限(22時まで)及びレストランの営業時間制限(22時半まで)を継続。
- 3. 【感染リスクが非常に高い市(80市:注2)及び最も高い市(47市:注3)を対象】

(上記1.及び2.の措置に加え)

- (1) 土日及び祝日(12月1日及び12月8日)の13時から翌朝5時までの 外出禁止。
- (2) 11月30日(月)及び12月7日(月)、商業施設は15時以降営業停止。

注1:過去14日間の10万人あたりの感染者が240-480件

注2:上記数が480-960件

注3:上記数が960件以上

なお、上記の市については、以下のリンク先をご確認ください。 (官報) https://dre.pt/application/conteudo/149103950 感染リスクが高い市 (P27ANEXOⅡ)

非常に高い市 (P29ANEXOⅢ)

最も高い市 (P30ANEXOIV)

また、以下の措置も継続されていますのでご注意ください。

- ●イベントや式典のための集まりは最大5名まで(家族除く)
- ●屋内外の市場の禁止 (例外あり)
- ●可能な限りテレワークの導入を義務化
- ●ポルトガル全土を対象に、レストランでのテーブル着席人数は最大 6 名まで (家族除く)

## 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館領事班

電話: +351-21-311-0560

FAX : +351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続をお願いいたします。

http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login